

# 通所介護重要事項説明書

<令和7年6月4日現在>

## 1 通所介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 カルナライフ
代表者名	稲岡 明子
所在地・連絡先	(住所) 京都市上京区千本通一条上る泰童片原町651 カルナハウス京都西陣 6F (電話) 075-464-8891 (FAX) 075-464-8892

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスセンター カルナライフ
所在地・連絡先	(住所) 京都市上京区堀川通今出川上ル西入ル山名町802 ペルベーネタカラ 2F (電話) 075-431-6762 (FAX) 075-431-6763
事業所番号	2670200555
管理者の氏名	河瀬 梨奈
利用定員	24名

### (2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1	0	1	施設全体の管理・運営
生活相談員	2	1	1	1	生活指導及び相談窓口他
介護職員	4	2	2	2	排泄、入浴、食事等の介助
看護職員	2	1	1	1	身体の医療的処置、対応等
機能訓練指導員	2	1	1	1	機能訓練計画作成、指導
事務職員等	1	0	1	1	

### (3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
生活相談員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
介護職員	8:30~17:30
看護職員	9:30~17:30
機能訓練指導員	9:30~17:30
事務職員等	9:00~17:30

#### (4) 事業の実施地域

事業の実施地域	上京区・北区(北山通以北を除く)・左京区(白川通以東・北山通以北を除く)・中京区・右京区(四条通以南・春日通以西を除く)
---------	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### (5) 営業日等

営業日	営業時間
平日	8:30～17:30
土曜日	8:30～17:30
サービス提供時間	9:30～16:40

営業しない日	日曜日・12月31日・1月1日～1月3日
--------	----------------------

### 3 サービスの内容及び費用

#### (1) 介護保険給付対象サービス

##### ア サービス内容

種類	内容
食 事	(食事時間) 12:00～13:00 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。 食事サービスの利用は任意です。
入 浴	入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。 入浴サービスの利用は任意です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 <当施設の保有するリハビリ器具> 歩行器 2台、車いす 3台

生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	ご自宅から事業所までの送迎を行います。

## イ 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として別表「料金表」の利用料金の1割が利用者の負担額となります。(一定以上の所得の方は2割、3割負担となります)

○料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

○介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。

○介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

### (2) 介護保険給付対象外サービス

#### ○ 食事の提供に要する費用

食事サービス等を受ける方は、昼食代 610 円、おやつ代 105 円が必要となります。

#### ○ おむつ代

おむつを使用される方は、おむつ代 105 円、尿とりパット代 52 円が必要となります。

#### ○ 事業の実施地域外の送迎費

2-(4)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、相談に応じます。

#### ○ レクリエーション代

外出や喫茶、アクティビティ等に関わる費用についてはレクリエーション代として実費が必要となります。

#### ○出張散髪代

カット、整髪等は実費とします。(直接、散髪業者への支払いとなります)

#### ○ その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

#### ○ キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日 17時までに連絡があった場合	無 料
利用日当日 9時までに連絡があった場合	7 1 5 円 (昼食代・おやつ代分)
連絡がなく、ご自宅にうかがった場合	7 1 5 円 (昼食代・おやつ代分) 4 7 0 円 (迎え分)

### (3) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに現金でのお支払い又は下記口座に振り込んで下さい。

銀行名 京都信用金庫  
支店名 西陣支店  
普通預金 0873211  
口座名 株式会社カルナライフ 代表取締役稲岡明子

※入金確認後、領収証を発行します。

## 4 事業所の特色等

### (1) 事業の目的

株式会社カルナライフが開設するデイサービスセンター カルナライフ（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。

#### ① 入浴・・・入浴又は清拭を行います。

個別浴槽（家庭浴・機械浴）にてお身体の状態に合った浴槽をご利用頂けます。

#### ② 排泄・・・ご利用者様の排泄介助（オムツ交換・トイレ介助等）を行います。

排泄の自立を促し、身体能力（残存機能）を最大限活用した援助を行います。

#### ③ 個別機能訓練・・・機能訓練指導員により、ご利用者様に心身等の状態に応じて、日常生活を継続・維持するのに必要な機能の回復又は、その減退を防止するための訓練を実施します。

又、個別機能訓練実施計画を策定し、サービス提供致します。

#### ④ 若年性認知症ケア・・・ご利用者様のご家族に対して相談支援を行うと共に、情報収集・提供に努めます。

又、ご利用者様の特性やニーズをふまえ、一般のご利用者様とはサービス内容、提供の場を工夫する。

#### ⑤ 送迎サービス・・・ご利用者様の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担頂く事がございます。

### (2) 運営方針

私達は、カルナライフ基本理念「自立支援・自己決定・生活の継続性・個別性」 に基づいて、質の高いケアを追究致します。

#### 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所介護事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、要介護者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) その他

事項	内容
通所介護計画の作成及び事後評価	<p>当事業所の管理者が、お客様の直面している課題等を評価し、お客様の希望を踏まえて、通所介護計画を作成します。</p> <p>また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載してお客様に説明のうえ交付します。</p>
従業員研修	<p>年2回、避難訓練、緊急対応、介助方法等の研修を行っています。</p>

## 5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話(075-431-6762) 苦情箱(センター入口に設置)
京都市(上京区役所)保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-441-5107
京都市(北区役所)保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-432-1366
京都市(左京区役所)保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-702-1069
京都市(中京区役所)保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-812-2566
京都市(右京区役所)保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課	受付時間:月曜日～金曜日8:30～17:00 電話番号:075-861-1416
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間:月曜日～金曜日9:00～17:00 電話番号:075-354-9090
第三者委員	夏山 勉(聖トマス大学特任助教) 〒661-8530 兵庫県尼崎市若王子2丁目18番1号 電話番号:06-6491-5000 FAX:06-6391-2591

## 6 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都府、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	

## 7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び 防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	無し	防火扉・シャッター	無し
	避難階段	1 個所	非常ベル	1 個所
	自動火災報知機	無し	ガス漏れ探知機	1 個所
	誘導灯	1 個所	消火器	2 箇所
	カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	上京消防署への届出日：平成 20年 7月 23日 防火管理者： 出口 勝規			

## 8 秘密保の保持と個人情報のほか取り扱い

(1) 利用者様、その御家族に関する秘密の保持について、当事業所はサービスを提供するうえで知り得た、利用者様及びその御家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において、利用者様の個人情報を用いません。また、利用者様の御家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整等において利用者様の御家族の個人情報を用いません。

(3) 当事業所は、利用者様とその御家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

10 第三者評価の実施状況 未実施

デイサービスセンター カルナライフの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、通所介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

説明年月日：令和 年 月 日

事業所	住 所	〒602-8422 京都市上京区堀川通今出川上ル 西入ル山名町 802 2F
	事業者（法人）名	株式会社 カルナライフ
	事業所名 (事業所番号)	デイサービスセンターカルナライフ (2670200555)
	管理者名	河瀬 梨奈

説明者	職 名
	氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて通所介護のサービス内容及び重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

利用者本人

住 所

氏 名

(署名・法定) 代理人

住 所

氏 名

(続柄 )

# 別 表

## 料金表

・通所介護(当事業所の事業所規模である通常規模の場合)

1 割負担の場合

3 時間以上 4 時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位(単位)	370	423	479	533	588

4 時間以上 5 時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位(単位)	388	444	502	560	617

5 時間以上 6 時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位(単位)	570	673	777	880	984

6 時間以上 7 時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位(単位)	584	689	796	901	1008

7 時間以上 8 時間未満

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス単位(単位)	658	777	900	1023	1148

・通所介護加算項目

サービス内容	サービス単位
入浴加算	40 単位
介護職員処遇改善加算Ⅱ	利用単位数(月)×9.0%

デイサービスセンター カルナライフ